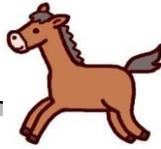


# 家畜衛生だより



令和2年8月第10号(馬)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

### <主な改正項目>

飼養衛生管理者の選任(ペットで飼われている方も含みます)については、令和2年7月1日から施行されています。未報告の方は、東部家保までご報告ください!

令和2年10月1日～

★家畜の所有者の責務 : 関係法令の遵守等

★獣医師等の健康管理指導 : 担当の獣医師又は診療施設を定める



★衛生管理区域立入者の手指消毒等



★他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

- 他の馬飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄、消毒等を実施。
- 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄、消毒等を実施。

★厩舎入口における靴の交換又は消毒



★衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

★衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等



令和4年2月1日～

★飼養衛生管理マニュアルの作成 → マニュアル案は今後提示予定

注目!

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか?届いていない場合は、@pref.chiba.lg.jpからのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします!